

令和8年5月度栗東市教育委員会定例会

令和8年5月28日(木)

13時30分から

於：栗東市危機管理センター2階
防災研修室

日程 1 開 会 宣 言

日程 2 市民憲章唱和

日程 3 教 育 長 報 告
教育長公務状況について

日程 4 報 告 事 項

- ① 各課（館・所）の5月度事業進捗状況について
- ② 児童生徒数について
- ③ 栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例の改正について【資料①】
- ④ 令和8年度 市内幼稚園・保育所・こども園入園申込等の状況について【資料②】
- ⑤ 第3次栗東市立図書館基本的運営方針の策定について【資料③・④】
- ⑥ 市道国一坊袋岡線坊袋地先の交差点における公用車と普通自動車の衝突事故について
【追加資料】

日程 5 そ の 他

- ① 各課からの報告事項について

- ② 6月度教育委員会定例会日程について
定例会 6月26日（金） 13時30分～

日程 6 閉 会 宣 言

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

(昭和52年1月1日制定・平成13年10月1日市制施行に伴い改正)

教育長報告資料

教育長 公 務 状 況 報 告

月 日	事 業 内 容
5 月 7 日 (木)	・ 定例教頭会
5 月 9 日 (土)	・ 令和 8 年度栗東市青少年育成市民会議総会 ・ 令和 8 年度栗東市少年補導委員総会・委嘱式
5 月 11 日 (月)	・ 教科用図書第二採択地区協議会
5 月 12 日 (火)	・ 県人事訪問 (治田小学校・葉山東小学校・大宝小学校)
5 月 14 日 (木) ～ 5 月 15 日 (金)	・ 全国都市教育長協議会定期総会および研究大会 (高知県高知市)
5 月 18 日 (月)	・ 県人事訪問 (葉山小学校・大宝東小学校)
5 月 19 日 (火)	・ 県人事訪問 (栗東中学校・金勝小学校)
5 月 21 日 (木)	・ 滋賀県都市教育委員会連絡協議会定期総会
5 月 22 日 (金)	・ 栗東市民生委員児童委員協議会連合会総会
5 月 23 日 (土)	・ 部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会第 36 回定期総会
5 月 25 日 (月)	・ 定例校長会 ・ 第 50 回栗東市美術展 第 1 回実行委員会
5 月 26 日 (火)	・ 県人事訪問 (治田西小学校・大宝西小学校・葉山中学校)
5 月 28 日 (木)	・ 教育委員会定例会

※予定

- 5 月 29 日 (金)
- ・ 本会議開会
 - ・ 栗東市人権尊重推進協議会総会

報告事項 1

各課（館・所）の5月度事業進捗について

5 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育総務課

月 日	事 業 内 容
5月21日（木）	・滋賀県都市教育委員会連絡協議会定期総会
5月28日（木）	・教育委員会定例会

☆令和8年度工事（主なもの）

○葉山小学校大規模改造工事（Ⅰ期工事） 事業費 163,807千円

防水改修、外壁改修、内部改修、電気設備改修、機械設備改修

工 期		契約締結日～令和9年3月31日											
工 程	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	計画	—	審査会	工事発注	仮契約	→	契約議決	工事着工	→	→	→	→	Ⅰ期終了
	進捗	—											

○中学校体育館等空調設備整備工事（Ⅰ期工事） 事業費 197,984千円

工 期		契約締結日～令和9年3月31日											
工 程	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	計画	—	—	審査会	工事発注	工事着工	→	→	→	→	→	→	→
	進捗	—											

○小学校体育館空調設備整備工事 事業費 未定

工 期		契約締結日～令和10年3月31日											
工 程	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	計画	—	審査会	設計発注	設計着手	→	→	→	→	→	→	審査会	工事発注
	進捗	—											

学校給食共同調理場

月 日	事 業 内 容
5 月 8 日 (金)	・ 害虫駆除
5 月 1 2 日 (火)	・ 給食物資入札・選定

5 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校教育課

月 日	事 業 内 容
5 月 7 日(木)	・ 定例教頭会 ・ 部活動事務局会
5 月 8 日(金)	・ 十里新転任者研修
5 月 1 1 日(月)	・ 長岡京市議会文教厚生常任委員会視察対応(栗東西中学校)
5 月 1 2 日(火)	・ 県人事訪問(治田小学校・葉山東小学校・大宝小学校) ・ いじめ等対策学校訪問(治田西小学校) ・ 交通安全啓発活動(栗東中学校)
5 月 1 3 日(水)	・ いじめ等対策学校訪問(治田東小学校) ・ 交通安全啓発活動(葉山中学校)
5 月 1 4 日(木)	・ 部落差別解消教育担当者会 ・ いじめ等対策学校訪問(治田東小学校)
5 月 1 5 日(金)	・ 滋人協栗東研究会運営委員会 ・ 滋人協大会運営委員会
5 月 1 8 日(月)	・ 県人事訪問(葉山小学校・大宝東小学校) ・ いじめ等対策学校訪問(栗東西中学校) ・ 交通安全啓発活動(栗東西中学校) ・ 十里新転任者研修
5 月 1 9 日(火)	・ 県人事訪問(栗東中学校・金勝小学校)
5 月 2 0 日(水)	・ いじめ等対策学校訪問(治田小学校)
5 月 2 1 日(木)	・ 初任者研修
5 月 2 2 日(金)	・ いじめ等対策学校訪問(栗東中学校)
5 月 2 5 日(月)	・ 定例校長会

5月26日(火)	・県人事訪問（治田西小学校・大宝西小学校・葉山中学校） ・いじめ等対策学校訪問（大宝小学校）
5月28日(木)	・いじめ等対策学校訪問（葉山中学校）

※予定

5月29日(金) ・いじめ等対策学校訪問（葉山小学校）

6月 2日(火) ・教科書展示会（栗東西図書館 ～6/19）

5 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育研究所

月 日	事 業 内 容
5 月 1 日 (金)	・ 調査研究 (葉山東小学校)
5 月 7 日 (木)	・ 定例教頭会
5 月 8 日 (金)	・ 栗東市教育研究奨励事業「研究の進め方講座」 ・ 夏期研修打合せ
5 月 11 日 (月)	・ 第 1 回就学前保育教育内容研修
5 月 13 日 (水)	・ 研究所内 研究構想打ち合わせ
5 月 20 日 (水)	・ 第 1 回滋賀県内教育研究所協議会 (彦根)
5 月 22 日 (金)	・ 調査研究 (葉山東小学校) ・ 夏期研修講座ガイド発行予定
5 月 25 日 (月)	・ 定例校長会

5 月 度 事 業 進 捗 状 況

人権擁護課

月 日	事 業 内 容
5 月 7 日 (木)	・ 人権いろいろ相談
5 月 1 8 日 (月)	・ 栗東市人権尊重推進協議会役員会
5 月 2 1 日 (木)	・ 栗東市部落差別解消促進協議会総会
5 月 2 3 日 (土)	・ 部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会 第 3 6 回定期総会
5 月 2 5 日 (月)	・ 栗東市人権擁護推進協議会 総会
5 月 2 6 日 (火)	・ 栗東市人権擁護委員会 定例会
5 月 2 7 日 (水)	・ 栗東市人権擁護推進本部会議
5 月 2 8 日 (木)	・ 令和 8 年度第 1 回自治会課題対応プロジェクト会議

※予定

5 月 2 9 日 (金) ・ 栗東市人権尊重推進協議会総会

5 月 度 事 業 進 捗 状 況

生涯学習課・自然観察の森・少年センター

月 日	事 業 内 容
5 月 3 日 (日祝)	・ 自然観察会
5 月 8 日 (金)	・ はつらつ教養大学 (金勝学区)
5 月 9 日 (土)	・ 令和 8 年度栗東市青少年育成市民会議総会 ・ 令和 8 年度栗東市少年補導委員会総会
5 月 10 日 (日)	・ 自然観察会、ミニクラフト
5 月 12 日 (火)	・ 有害図書立入調査 ・ はつらつ教養大学 (葉山学区)
5 月 13 日 (水)	・ 栗東市青少年育成市民会議白ポスト回収 ・ 大宝東放課後子ども教室申込受付
5 月 14 日 (木)	・ はつらつ教養大学 (大宝学区) ・ 街頭補導
5 月 15 日 (金)	・ はつらつ教養大学 (治田西学区)
5 月 17 日 (日)	・ 親子観察会
5 月 18 日 (月)	・ 葉山放課後子ども教室申込受付
5 月 19 日 (火)	・ 滋賀県青少年育成県民会議総会・交流研修会 ・ はつらつ教養大学 (治田学区) ・ 有害図書立入調査員研修会
5 月 20 日 (水)	・ はつらつ教養大学 (大宝西学区) ・ 治田東放課後子ども教室スタッフ会議 ・ 治田西放課後子ども教室スタッフ会議
5 月 21 日 (木)	・ はつらつ教養大学 (葉山東学区) ・ 街頭補導

5月22日（金）	・はつらつ教養大学（治田東学区）
5月23日（土）	・環境講座（グリーンカーテン/大宝西）
5月25日（月）	・草津・栗東更生保護協力雇用主会定期総会
5月26日（火）	・有害図書立入調査
5月27日（水）	・金勝放課後子ども教室申込受付
5月28日（木）	・はつらつ教養大学（大宝東学区） ・街頭補導

※予定

- 5月29日（金） ・環境講座（ホテル観察学習会/葉山）
- 5月30日（土） ・治田放課後子ども教室申込受付

5 月 度 事 業 進 捗 状 況

スポーツ・文化振興課

月 日	事 業 内 容
5 月 9 日 (土)	・ 栗東音楽振興会総会 ・ 栗東市文化協会総会
5 月 13 日 (水)	・ 栗東市スポーツ推進委員協議会定例会
5 月 23 日 (土)	・ 栗東市少年少女合唱団総会
5 月 24 日 (日)	・ 栗東市スポーツ推進委員協議会実技研修 (野洲川体育館)
5 月 25 日 (月)	・ 第 50 回栗東市美術展 第 1 回実行委員会

歴史民俗博物館

月 日	事 業 内 容
3 月 7 日 (土) ～ 5 月 10 日 (日)	・ 小地域展「上鉤の歴史と文化」
3 月 7 日 (土) ～ 5 月 10 日 (日)	・ 栗東市内発掘調査成果展「あの遺跡は今 蜂屋遺跡」 (共催：公益財団法人滋賀県文化財保護協会)
5 月 11 日 (月) ～ 22 日 (金)	・ 展示替休館日
5 月 23 日 (土) ～ 7 月 5 日 (日)	・ 栗東市市制施行 25 周年記念 特集展示「郷土の原風景－西田恵泉のみた栗東－」
5 月 23 日 (土) ～ 7 月 5 日 (日)	・ ミニ展示「和中散と曾我蕭白」
5 月 23 日 (土)	・ 博物館講座「かまどめしを炊こう!!」
5 月 24 日 (日)	・ 市民学芸員の会 輪読会予習の会
5 月 27 日 (水) ～ 29 日 (金)	・ 栗東西中学校勤労体験学習 (チャレンジウィーク) 受け入れ

5 月 度 事 業 進 捗 状 況

幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

月 日	事 業 内 容
5 月 7 日（木）	・ 要保護児童対策地域協議会 就学前保育教育部会 ・ 合同園長会
5 月 1 1 日（月）	・ 教育研究所就学前保育教育内容研修（不適切保育対応研修）
5 月 1 2 日（火）	・ 公立園長会
5 月 1 7 日（日）	・ 滋賀県主催就職フェア （栗東市ブース出展）
5 月 1 9 日（火）	・ 看護師会議
5 月 2 2 日（金）	・ 公立主任会
5 月 2 6 日（火）	・ コーディネーター会議
5 月 2 7 日（水）	・ 食育会議 ・ 市現地監査（大宝こども園）

※予定

5 月 3 0 日（土）りっとう de 保育のおしごとフェア

時間：1 4：0 0～1 6：0 0 場所：さくら 小ホール

1. 事業・行事

日付	事業・行事	移動図書館
5 月 1 日 (金)	葉山東小学校2年生 図書館見学 (本館)	しもがかりゆずのき保育園 HOPPA 栗東下鉤 治田東こども園
5 月 8 日 (金)		金勝第2保育園 金勝こども園
5 月 9 日 (土)	おはなしタイム 0～2歳向け (本館)	
5 月 10 日 (日)	おはなしタイム 3歳以上向け (本館)	
5 月 12 日 (火)	大宝カナリヤ保育園 来館 (西館)	
5 月 13 日 (水)		治田西こども園 治田西カナリヤ第三保育園
5 月 14 日 (木)		治田保育園 治田幼稚園
5 月 15 日 (金)	出前☆としょかん (ゆうあい子ども☆カレー食堂) (配本)	大宝西幼稚園 大宝こども園
5 月 16 日 (土)	おはなしタイム (西館)	
5 月 17 日 (日)	子ども工作ワークショップ (本館)	
5 月 21 日 (木)		葉山東こども園 こだまふれんど保育園
5 月 22 日 (金)		葉山こども園 グランマの家保育園
5 月 23 日 (土)	おはなし会 (本館) りっとうおはなしグループ めるへん	
5 月 27 日 (水)	栗東西中学校2年生チャレンジウィーク (～29日まで)	聾話学校 栗東くじら保育園

(予定)

5 月 29 日 (金) 大宝西小学校3年生 図書館見学 (本館)

5 月 30 日 (土) 令和8年度第1回図書館協議会

<今月のテーマ展示>

一般(本館)「親子」著名作家の親の話から、可愛い動物の親子までたくさんの親子の本の展示

(西館)「足もとの世界」小さな生き物や小石など足もとで広がる世界にまつわる本の展示

児童(両館)「さあ、いこう！」いろいろな場所にお出かけしたり冒険に行く絵本や物語を展示

統計 4 月

①貸出人数及び貸出冊数

年度	貸出人数				貸出冊数				開館日数
	本館	西館	移動 図書館	合計	本館	西館	移動 図書館	合計	
R 7	4,226	3,358	154	7,738	25,123	13,383	154	38,660	24
R 8	4,062	3,046	0	7,108	24,749	12,231	0	36,980	24

②予約

年度	自 館				他 館				不可	合計
	窓口	OPAC	WEB	購入	県立	県内	県外	国会		
R 7	702	571	3,133	103	261	55	18	3	9	4,855
R 8	201	390	3,795	201	242	79	8	0	5	4,921

③図書収集

単位 冊

	一般図書	児童図書	小林文庫	小 計
4 月	376	1	98	475
合計	376	1	98	475

- 125 -

報告事項2 1. 児童生徒数状況調査

★令和8年度(5月管理報告).xlsx
栗東市教育委員会

(5月1日現在)

校種	学校名	性	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合 計	前月	増 減
小 学 校	金勝小	男	29	21	24	23	27	18	16	158	158	0
		女	12	17	13	16	26	23	6	113	113	0
		計	41	38	37	39	53	41	22	271	271	0
		学級	2	2	2	2	2	2	6	18	18	0
	葉山小	男	27	32	25	23	20	38	10	175	175	0
		女	22	27	30	24	24	34	6	167	167	0
		計	49	59	55	47	44	72	16	342	342	0
		学級	2	2	2	2	3	2	5	18	18	0
	葉山東小	男	38	57	40	40	45	49	13	282	282	0
		女	40	49	50	40	39	45	4	267	267	0
		計	78	106	90	80	84	94	17	549	549	0
		学級	3	4	3	3	3	3	4	23	23	0
	治田小	男	56	85	70	65	65	49	32	422	422	0
		女	90	75	61	64	72	65	13	440	440	0
		計	146	160	131	129	137	114	45	862	862	0
		学級	5	4	4	4	4	4	6	31	31	0
	治田東小	男	19	33	38	20	31	36	15	192	192	0
		女	21	34	25	34	31	36	6	187	187	0
		計	40	67	63	54	62	72	21	379	379	0
		学級	2	2	2	2	3	2	4	17	17	0
	治田西小	男	35	27	37	41	45	48	16	249	249	0
		女	36	33	33	32	41	37	6	218	218	0
		計	71	60	70	73	86	85	22	467	467	0
		学級	2	3	3	3	3	3	3	20	20	0
	大宝小	男	39	29	43	46	40	46	17	260	260	0
		女	38	28	33	42	48	33	4	226	226	0
		計	77	57	76	88	88	79	21	486	486	0
		学級	2	3	3	3	3	3	3	20	20	0
	大宝東小	男	26	26	22	29	22	27	11	163	164	-1
		女	23	31	21	31	34	40	4	184	186	-2
		計	49	57	43	60	56	67	15	347	350	-3
		学級	2	2	2	2	2	2	3	15	15	0
	大宝西小	男	27	13	24	30	36	27	11	168	168	0
		女	27	28	21	28	24	27	4	159	158	1
		計	54	41	45	58	60	54	15	327	326	1
		学級	2	2	2	2	2	2	4	16	16	0
	小計A	男	296	323	323	317	331	338	141	2069	2070	-1
		女	309	322	287	311	339	340	53	1961	1962	-1
		計	605	645	610	628	670	678	194	4030	4032	-2
		学級	22	24	23	23	25	23	38	178	178	0
中 学 校	栗東中	男	102	105	119				23	349	349	0
		女	101	115	116				15	347	347	0
		計	203	220	235				38	696	696	0
		学級	7	7	7				5	26	26	0
	葉山中	男	73	64	73				12	222	222	0
		女	72	66	92				6	236	236	0
		計	145	130	165				18	458	458	0
		学級	4	5	4				3	16	16	0
	栗東西中	男	148	136	151				11	446	446	0
		女	127	124	143				10	404	403	1
		計	275	260	294				21	850	849	1
		学級	8	9	8				6	31	31	0
	小計B	男	323	305	343				46	1017	1017	0
		女	300	305	351				31	987	986	1
		計	623	610	694				77	2004	2003	1
		学級	19	21	19				14	73	73	0
合 計(小計A+B)										6034	6035	-1

令和8年度 栗東市保育園・幼稚園・こども園 園児数・クラス数

2026.5/1時点

園 名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前月	増減
金勝こども園	保育短・標準時間課程	4	10	16	24	25	21	100	100	0
	教育標準時間課程				19	16	23	58	58	0
	クラス数	1	1	1	2	2	2	9	9	0
葉山こども園	保育短・標準時間課程		12	17	28	21	29	107	108	-1
	教育標準時間課程				13	25	32	70	69	1
	クラス数		1	1	3	2	3	10	10	0
葉山東こども園	保育短・標準時間課程		12	18	20	26	34	110	110	0
	教育標準時間課程				23	19	26	68	68	0
	クラス数		1	1	3	2	3	10	10	0
治田東こども園	保育短・標準時間課程	2	10	15	29	27	27	110	111	-1
	教育標準時間課程				14	18	12	44	44	0
	クラス数	1	1	1	3	2	2	10	10	0
治田西こども園	保育短・標準時間課程		9	13	26	20	29	97	98	-1
	教育標準時間課程				25	25	16	66	66	0
	クラス数		1	1	3	2	2	9	9	0
金勝第2保育園	保育短・標準時間課程		12	10	12	8	10	52	52	0
	クラス数		1	1	1	1		4	4	0
治田保育園	保育短・標準時間課程		10	15	22	30	27	104	104	0
	クラス数		1	1	1	1	1	5	5	0
大宝西保育園	保育短・標準時間課程		11	11	20	17	20	79	79	0
	クラス数		1	1	1	1	1	5	5	0
治田幼稚園	教育標準時間課程				31	50	40	121	122	-1
	クラス数				2	2	2	6	6	0
大宝こども園	保育短時間課程				7	7	6	20	20	0
	教育標準時間課程				36	42	44	122	122	0
	クラス数				2	2	2	6	6	0
大宝西幼稚園	教育標準時間課程				12	23	13	48	47	1
	クラス数				1	1	1	3	3	0
グランマの家保育園	保育短・標準時間課程	5	15	18	14	16	16	84	84	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだま保育園	保育短・標準時間課程	2	15	18	25	24	24	108	108	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだまふれんど保育園	保育短・標準時間課程	9	20	24	25	24	25	127	127	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだま乳児保育園	保育短・標準時間課程	5	8	9				22	22	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
治田西カナリヤ第三保育園	保育短・標準時間課程	3	14	13	15	15	14	74	74	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
大宝カナリヤ保育園 (こども園)	保育短・標準時間課程	4	18	24	20	23	24	113	113	0
	教育標準時間課程				5	4	2	11	11	0
	クラス数	1	1	1	2	1	1	7	7	0
栗東くじら保育園	保育短・標準時間課程	6	15	18	25	28	28	120	120	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
栗東くじら小規模保育園	保育短・標準時間課程	3	6	8				17	17	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
治田くじら小規模保育園	保育短・標準時間課程	3	8	8				19	19	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
HOPPA栗東下鉤	保育短・標準時間課程	5	16	18	22	24	24	109	109	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
HOPPA栗東駅前園	保育短・標準時間課程	3	8	9				20	20	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ももか保育園	保育短・標準時間課程	4	7	7	17	15	17	67	68	-1
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
しもまがりゆずのき保育園	保育短・標準時間課程	8	21	22	24	22	24	121	121	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
認定こども園おれんじ	保育短・標準時間課程	5	15	18	25	6	4	73	72	1
	教育標準時間課程				5	2	0	7	5	2
	クラス数	1	1	1	1	1		5	5	0
なないろ保育園	保育短・標準時間課程	1	6	7				14	14	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ばれっと園～たかの～	保育短・標準時間課程	5	6	8				19	19	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ばれっと園～おがき～	保育短・標準時間課程	2	9	8				19	18	1
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ニチキッズ栗東中沢保育園	保育短・標準時間課程	6	7	7				20	20	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
家庭的保育の家「ふわり」	保育短・標準時間課程		2	1				3	3	0
	クラス数		1	1				2	2	0
総合計(クラス数)	保育短・標準時間課程	16	20	20	11	10	11	88	88	0
	教育標準時間課程				3	3	3	9	9	0
	こども園	4	7	7	19	13	16	66	66	0
	計	20	27	27	33	26	30	163	163	0

保育園児 合計		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前月	増減
	公立	6	86	115	188	181	203	779	782	-3
	法人立	79	216	245	212	197	200	1,149	1,148	1
幼稚園児 合計										
	公立				173	218	206	597	596	1
	法人立				10	6	2	18	16	2

資料①

栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(設置及び目的) 第1条 栗東の豊かな自然の中で<u>集団活動と宿泊研修</u>を通じて、豊かな心を育み、明るくたくましい青少年を育成するとともに生涯学習の振興を図ることを目的として、栗東市立自然体験学習センター（以下「センター」という。）を設置する。 第2条 （略） （事業） 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 青少年及び成人の宿泊<u>研修</u>並びに施設の提供 (2)・(3) （略） <u>(4)</u> （略） 第4条 （略） （指定管理者の指定の手続） 第5条 前条の規定による指定を受けようとする者は、事業計画書その他の<u>栗東市教育委員会規則</u>（以下「<u>教育委員会規則</u>」という。）で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。 2 （略） （協定の締結） 第6条 市長と指定管理者とは、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、センターの管理に関する協定を締結するものとする。	(設置及び目的) 第1条 栗東の豊かな自然の中での<u>体験活動</u>を通じて、豊かな心を育み、明るくたくましい青少年を育成するとともに生涯学習の振興を図ることを目的として、栗東市立自然体験学習センター（以下「センター」という。）を設置する。 第2条 （略） （事業） 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 青少年及び成人の宿泊____並びに施設の提供 (2)・(3) （略） <u>(4) 観光資源等を活用した事業</u> <u>(5)</u> （略） 第4条 （略） （指定管理者の指定の手続） 第5条 前条の規定による指定を受けようとする者は、事業計画書その他の____<u>規則</u>____で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。 2 （略） （協定の締結） 第6条 市長と指定管理者とは、____規則で定めるところにより、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

現行	改正案
2 (略) 第20条 (略) (利用料金等) 第21条 利用者は、センターの利用に係る<u>入館料及び料金</u>(以下「<u>利用料金等</u>」という。)を指定管理者に<u>納付</u>しなければならない。 2 <u>前項の納付すべき利用料金等</u>は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、<u>別表</u>に定める金額の範囲内において定める額とする。 3 指定管理者は、前項の規定により<u>利用料金等</u>を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。 (利用料金等の收受) 第22条 前条第1項の規定により納付された<u>利用料金等</u>は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させるものとする。	2 (略) 第20条 (略) (利用料金__) 第21条 利用者は、センターの利用に係る__料金(以下「<u>利用料金__</u>」という。)を指定管理者に<u>前納</u>しなければならない。<u>ただし、使用時間の超過、設備の使用又は宿泊利用の定数超過に係る利用料金は、利用終了後に納付するものとする。</u> 2 __利用料金__は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、<u>別表第1</u>に定める金額の範囲内において定める額とする。 3 指定管理者は、前項の規定により<u>利用料金__</u>を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。 <u>4 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。</u> <u>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由によって利用できなくなったとき。</u> <u>(2) 第18条第2項の規定による申出を行った者に係る利用料金であって、別表第2に定める基準の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める基準に該当するとき。</u> (利用料金__の收受) 第22条 前条第1項の規定により納付された<u>利用料金__</u>は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させるものとする。

現行				改正案				
第 2 3 条－第 2 5 条（略） 附 則 （略） 別表（第 2 1 条関係）				第 2 3 条－第 2 5 条（略） 附 則 （略） 別表第 1（第 2 1 条関係）				
区分		金額	備考	区分		金額	備考	
入館料	大人	一人につき 2 0 0 円	大人料金は中学生以上を、小人料金は小学生を対象とする。					
	小人	一人につき 1 0 0 円						
宿泊室	宿泊室 1（定員 4 名）	平日・休日 1 日当たり 1 0, 7 0 0 円	1 1 日とは、午後 2 時から翌午前 1 0 時までとする。	宿泊室	宿泊室 1（定員 4 名）	1 泊当たり 1 9, 2 0 0 円／室	1 宿泊室の利用（宿泊を伴わない利用を除く。）は、午後 3 時から翌午前 1 0 時までとする。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用できるものとする。	
		休前日 1 日当たり 1 2, 8 0 0 円	2 平日とは月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）をいい、休日とは日曜日及び祝日をいう。			宿泊室 2（定員 7 名）		1 泊当たり 3 3, 7 5 0 円／室
		宿泊室 2（定員 7 名）	平日・休日 1 日当たり 1 8, 7 0 0 円					3 7 月 1 日から 8 月 3 1 日まで
	休前日 1 日当たり 2 2, 5 0 0 円	の期間については、休前日の料金を適用する。				2 定員を超えて利用するときは、利用料金のほか、超過料金として大人 1 人につき 3, 3 0 0 円を、小人 1 人につき 1, 6 5 0 円を徴収する。		
	宿泊室 3（定員 8 名）	平日・休日 1 日当たり 2 1, 4 0 0 円	4 定員を超えて利用するときは超過料金として、大人 1 人につき 2, 2 0 0 円を、小人 1 人につき 1, 1 0 0 円を徴収する。					3 市内に所在する小学校又は中学校が教育課程の一環として 1 学年を単位として使用する場合における児童又は生徒の利用料
		休前日 1 日当たり 2 5, 7 0 0 円	5 市内に所在する小学校又は中学校が教育課程の一環として 1 学年を単位として使用する場合					

現行				改正案			
			<u>における当該児童又は生徒は、左記にかかわらず一人一泊につき1,000円とする。</u> 6 <u>県内に所在する小学校が教育課程の一環として一学年を単位として使用する場合における当該児童は、左記にかかわらず一人一泊につき1,500円とする。</u> 7 <u>宿泊を伴わずに宿泊室を使用する場合は、1室1時間につき500円とする。この場合において、冷房設備を使用したときは冷房料として5割を、暖房設備を使用したときは暖房料として5割を加算した額とする。</u>				<u>金は、中欄の規定にかかわらず1人1泊につき1,000円とする。</u> 4 <u>県内に所在する小学校（市内に所在する小学校を除く。）が教育課程の一環として1学年を単位として使用する場合における児童の利用料金は、中欄の規定にかかわらず1人1泊につき1,500円とする。</u> 5 <u>宿泊を伴わずに宿泊室を利用する場合の利用料金は、1室当たり1時間につき750円とする。ただし、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする。</u> 6 <u>前項に規定する場合に冷房設備又は暖房設備を使用したときは、利用料金に当該利用料金の100分の50に相当する額を加算して得た額とする。</u> 7 <u>宿泊室を利用する場合（宿泊を伴わない利用を除く。）であって、利用者に次の各号のいずれかに</u>

現行				改正案			
							該当する者が含まれるときは、利用料金から当該利用料金の 10 分の 50 に相当する額を減額して得た額とする。 (1) 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 療育手帳制度要綱 (昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号) の規定により療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4) 戦傷病者特別援護法 (昭和 38 年法律第 168 号) 第 4 条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者
研修室	大研修室	1 時間につき 1,510 円	1 県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程	研修室	大研修室	1 時間当たり 1,590 円	1 県内に所在する小学校又は市内に所在する中学校が教育課程

現行				改正案			
	小研修室	1 時間につき 5 0 0 円	<u>の一環として一学年を単位とし て宿泊を伴い使用する場合は、無 料とする。</u> 2 冷房設備を使用した場合は冷 房料として 5 割を、暖房設備を使 用した場合は暖房料として 5 割 を加算した額とする。		小研修室	1 時間当たり 3 9 0 円	<u>の一環として 1 学年を単位とし て宿泊を伴い使用する場合は、無 料とする。</u> 2 利用時間に 1 時間未満の端数 が生じたときは、これを 1 時間と する。 3 冷房設備又は暖房設備を使用 したときは、利用料金に当該利用 料金の 1 0 0 分の 5 0 に相当す る額を加算して得た額とする。
	ホール	1 時間につき 1, 0 0 0 円	1 県内に所在する小学校又は市 内に所在する中学校が教育課程 の一環として一学年を単位とし て宿泊を伴い使用する場合は、無 料とする。 2 冷房設備を使用した場合は冷 房料として 5 割を、暖房設備を使 用した場合は暖房料として 5 割 を加算した額とする。		ホール	1 時間当たり 4 5 0 円	1 県内に所在する小学校又は市 内に所在する中学校が教育課程 の一環として 1 学年を単位とし て宿泊を伴い使用する場合は、無 料とする。 2 利用時間に 1 時間未満の端数 が生じたときは、これを 1 時間と する。 3 冷房設備又は暖房設備を使用 したときは、利用料金に当該利用 料金の 1 0 0 分の 5 0 に相当す る額を加算して得た額とする。
	応接室	1 時間につき 5 0 0 円	1 県内に所在する小学校又は市 内に所在する中学校が教育課程		応接室	1 時間当たり 1 4 0 円	1 県内に所在する小学校又は市 内に所在する中学校が教育課程

現行			改正案		
		<u>の一環として一学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。</u> 2 <u>冷房設備を使用した場合は冷房料として5割を、暖房設備を使用した場合は暖房料として5割を加算した額とする。</u>			<u>の一環として1学年を単位として宿泊を伴い使用する場合は、無料とする。</u> 2 <u>利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする。</u> 3 <u>冷房設備又は暖房設備を使用したときは、利用料金に当該利用料金の100分の50に相当する額を加算して得た額とする。</u>
			<u>備考</u> 1 <u>営利を目的として利用するときは、利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額を加算して得た額とする。</u> 2 <u>障害者等が利用するときは、当該宿泊室の利用料金は100分の50に相当する額とする。「障害者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</u> <u>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</u> <u>(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者</u> <u>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> <u>(4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者</u> <u>別表第2（第21条）</u>		

現行	改正案	
	<u>区分</u>	<u>返還額</u>
	<u>利用する日の7日前まで</u>	<u>利用料金の100分の100</u>
	<u>利用する日の前日まで</u>	<u>利用料金の100分の50</u>

令和8年度 市内幼稚園・保育所・こども園入所申込等の状況（待機児童数）

資料②

【幼稚園・認定こども園（1号）】

申込・内定者数	令和7年4月				令和8年4月				増減				備考
		3歳児	4歳児	5歳児		3歳児	4歳児	5歳児		3歳児	4歳児	5歳児	
公立園（幼稚園）	448人	155人	130人	163人	169人	42人	74人	53人	▲279人	▲113人	▲56人	▲110人	
公立園（こども園）	215人	73人	82人	60人	427人	130人	144人	153人	212人	57人	62人	93人	葉山、葉山東、治田西はこども園へ移行（R8.4～）
法人立園（こども園）	12人	6人	4人	2人	16人	10人	4人	2人	4人	4人	0人	0人	認定こども園おれんじ開園（R8.4～）
合計	675人	234人	216人	225人	612人	182人	222人	208人	▲63人	▲52人	6人	▲17人	（参考）R3.4月934人、R4.4月872人、R5.4月787人、R6.4月714人

【保育所・認定こども園（2・3号）】

1. 申込・待機児童数比較

	令和7年4月（新規+進級）	令和8年4月（新規+進級）	増減	新規	進級
申込者数(a)	2,075人	2,012人	-63人	657人	1,355人
内定者数(b)	1,910人	1,927人	17人	572人	1,355人
入所率(b/a)	92.0%	95.8%	3.8%	-	-
待機児童数（公表値）	27人	12人	-15人	12人	-

（参考：申込状況等内訳）

	入所申込状況(累計)							入所内定者							入所待ち人員数										旧待機(自己都合分)							待機児童数 (公表値)						
入所時期	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	右、 内数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
R8.4	104	267	84	146	34	22	657	84	223	67	142	34	22	572	20	44	17	4	0	0	85		16	41	13	3	0	0	73	4	3	4	1	0	0	12		
R7.4	100	303	114	125	37	19	698	69	228	72	114	34	16	533	31	75	42	11	3	3	165		27	68	27	10	3	3	138	4	7	15	1	0	0	27		
差引	4	▲36	▲30	21	▲3	3	▲41	15	▲5	▲5	28	0	6	39	▲11	▲31	▲25	▲7	▲3	▲3	▲80		▲11	▲27	▲14	▲7	▲3	▲3	▲65	0	▲4	▲11	0	0	0	▲15		

2. 入所者数比較

2・3号認定	令和7年4月	令和8年4月	増減	備考
公立園	813人	782人	▲31	葉山、葉山東、治田西はこども園へ移行（R8.4～）
法人立園	1,097人	1,145人	48	認定こども園おれんじ開園（R8.4～）
合計	1,910人	1,927人	17	（参考）令和2年4月 1,699人（公立：894人・法人立：805人） 令和3年4月 1,760人（公立：855人・法人立：905人） 令和4年4月 1,829人（公立：807人・法人立：1,022人） 令和5年4月 1,861人（公立：795人・法人立：1,066人） 令和6年4月 1,880人（公立：795人・法人立：1,085人）

第3次栗東市立図書館基本的運営方針の策定について

教育委員会 図書館

1. 趣旨

平成24年12月に図書館法第7条の2の規定にある「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が、図書館の健全な発展に資することを目的に改正されました。この基準を踏まえ、本市では平成30年3月に「栗東市立図書館基本的運営方針」、令和4年3月に第2次運営方針を策定してきました。

現行の第2次の運営方針が、令和8年度末で終期を迎えることから、令和9年度を始期とする第3次の運営方針の策定を行うものです。

2. 方針の名称 「第3次栗東市立図書館基本的運営方針」

3. 方針の期間 令和9年度から令和13年度までの5年間

4. 策定の体制

- (1) 図書館協議会を開催して検討 委員10人以内
- (2) パブリックコメントの実施（令和9年1月実施予定）

5. 方針の基本的な考え方

- (1) 第2次栗東市立図書館基本的運営方針の成果と課題を踏まえます。
- (2) 「第六次栗東市総合計画」、「第4期栗東市教育振興基本計画」「第2期栗東市文化振興計画」「第4次栗東市子ども読書活動推進計画」等、市の他の関連計画等の方向性と整合性を図った運営方針として策定します。
- (3) 今後5年間における栗東市立図書館の図書館像を描き、図書館サービスの基本的な方針を明らかにします。

6. 第3次栗東市立図書館基本的運営方針策定スケジュール（案）

時期	項目	内容
令和8年4月	総合調整会議	策定、スケジュール等報告
令和8年5月	教育委員会定例会	策定、スケジュール等報告
令和8年6月	議会文教福祉常任委員会 議会説明会	策定、スケジュール等報告
令和8年10月	図書館協議会	第3次方針（素案）について
令和8年11月	教育委員会定例会	第3次方針（案）について パブリックコメント実施について
令和8年12月	総合調整会議	第3次方針（案）について パブリックコメント実施について
令和8年12月	議会文教福祉常任委員会 議会説明会	第3次方針（案）について パブリックコメント実施について
令和9年1月	パブリックコメント	パブリックコメント実施
令和9年2月	図書館協議会	パブリックコメント結果報告について 第3次方針最終案について
令和9年2月	教育委員会定例会	パブリックコメント結果報告について 第3次方針最終案について
令和9年2月	総合調整会議	パブリックコメント結果報告について 第3次方針最終案について
令和9年3月	議会文教福祉常任委員会 議会説明会	パブリックコメント結果報告について 第3次方針最終案について

第2次栗東市立図書館基本の運営方針

令和4（2022）年 4 月

栗東市立図書館

目 次

第1章 第2次栗東市立図書館基本的運営方針の策定

1. 基本的運営方針策定の目的
2. 基本的運営方針の位置付けと計画期間

第2章 栗東市立図書館基本的運営方針（平成29年～令和3年）の成果及び課題

第3章 栗東市立図書館のめざす姿

1. 基本的運営方針
2. 基本サービス
3. 計画期間中の重点施策
4. 計画期間中の本館の重点施策
5. 計画期間中の西館の重点施策
6. 職員体制

第4章 目標設定と評価

第1章 第2次栗東市立図書館基本的運営方針の策定

1. 基本的運営方針策定の目的

栗東市立図書館（以下「本館」(注1)という。）は昭和62（1987）年7月に開館し、同年9月には市内全域へのサービスとして、移動図書館みどり号の運行を中央公民館から引継ぎ再開しました。平成14年4月には広域（当時の草津市、守山市、野洲町、中主町）での貸出による利用拡大を図り、平成18年2月には栗東市立栗東西図書館（以下「西館」(注2)という。）を開館するなど、図書館サービスの充実を進めてきました。

しかし、新幹線新駅建設中止後の市財政の急激な悪化に伴い、平成21年度からの財政再構築プログラム等の実施により市事業全般にわたる見直しが行われました。栗東市立図書館(注3)（「本館」と「西館」の両館を含んだ全体の図書館を示す。）では、移動図書館みどり号の廃止や開館日の縮小等サービスの大幅な変更を行い経費の削減を図ってきました。

平成25年3月には個人の寄付による基金をもとに小林児童文庫を開設して児童図書の充実に努めています。

平成29年には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で示された図書館計画に基づき「栗東市立図書館基本的運営方針」（平成29年～令和3年。以下「第1次方針」という。）を策定し、サービスの実現に向けて取り組んできました。

第1次方針では、開館以来、市民の求める資料や情報を提供しながら、読書要求に応えることを最も重要な役割として「貸出サービス」を行ってきた栗東市立図書館の方向性を改めて示し、その具現化のためのサービス指標を目標項目として設定し、外部評価を実施してきました。

しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館を実施するなど、新たな生活習慣の中で図書館サービスに取り組むこととなり、図書館が目指す姿への道のりが大きく変わる中での図書館運営を余儀なくされました。

他にも、出版状況や人々の生活スタイルが急激に変わる中、図書館の資料、情報の提供のあり方も転換期を迎えています。

そのような中でこそ図書館は、市民が直面する課題に対して様々な情報提供

を行い、市民自らが判断するために必要な学習機会の提供や環境整備に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、「第2次栗東市立図書館基本的運営方針」（以下、「第2次方針」という。）では、第1次方針の成果と課題を検証し、今後の栗東市立図書館の図書館像を描き、図書館サービスの基本的な方針を明らかにすることを目的とするものです。

2. 基本的運営方針の位置付けと計画期間

この基本的運営方針は、

- ・図書館法（昭和25年法律第118号）
- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日、文部科学省告示第172号）
- ・子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

等の関係法令等に基づき、

- ・第六次栗東市総合計画（令和3年4月～令和13年3月）
- ・第3期栗東市教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）
- ・栗東市文化振興計画（平成30年度～令和3年度）
- ・第3次栗東市子ども読書活動推進計画（令和2年度～令和6年度）

と整合を図り策定するものです。

期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 栗東市立図書館基本的運営方針（平成29年～令和3年）の成果及び課題

第1次方針の中で、本館、西館、更に全体の課題として挙げた6項目の成果と課題の検証を行いました。

（1）本館施設の改修について

施設は開館30年を超え、大規模な改修が必要となっていました。厳しい市財政状況の中ですが、平成29年度から2ヵ年にわたり外壁タイル及び屋上防水工事、令和元年度には空調設備改修工事を実施しました。引き続き年次的な

改修工事を実施していく必要があります。

（２）西館の閲覧スペースの拡充

平成３０年度から３か年計画で閲覧スペースの拡充に向けて取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、３密（密集、密接、密閉）回避が推奨され、居場所としての図書館利用を制限するとともに、拡充についても中断することとなりました。コロナ禍の終息を待ち、改めて取り組む予定です。

（３）本館と西館の機能の役割の明確化

第１次方針では本館、西館それぞれの役割を明確化し、本館は中央館としての機能を備え調査研究に対応する資料の充実を図り、西館は地域性を鑑み利用実態に合わせた運営に取り組むこととしています。

本館では、特に調査の多い郷土資料の書架の拡充、資料の収集整理に取り組み、レファレンスサービス（注４）の充実を図りました。

西館では、令和元年度に策定した「栗東西図書館のあり方」に基づき、新たに、生活に身近なジャンルで構成した「暮らしの棚」や、持参した飲み物を持ち込んで休息できる「オアシススペース」の設置など、資料、施設の両面から利便性の向上に努めました。

（４）開館日及び開館時間

開館以来月曜日を休館日としてきましたが、財政再構築プログラムにより平成２１年度から月曜日、火曜日の週２日を休館日として運営しています。近隣市図書館の休館日が週１日であることから、市民から休館日が多いとのご意見が多く寄せられており、市民サービスの充実を図るため火曜日の開館を検討してまいりました。しかしながら、開館日拡大のための職員の増員は大きな課題であり、引き続き開館時間、開館日の見直しについて取り組んでいく必要があります。

（５）子ども読書活動の推進

図書館は子どもへのサービスとして、館内での貸出、読書案内にとどまらず、

地域、学校、園での読書活動の支援に取り組んでまいりました。

地域に対しては、ボランティアへの支援活動として、子ども文庫図書の購入支援、読み聞かせボランティア養成講座の実施などに取り組みました。

また学校、園への支援として読み聞かせ研修等を実施しました。

（６）市民との協働

図書館では、りっとうおはなしグループめるへん、おはなしグループタンタン、音訳グループたんぽぽ、図書館ボランティアマロンの４つのボランティアグループが活動しています。各団体はそれぞれの活動内容について研修を行い、図書館と連携して活動を進めてきました。

しかし、令和２年度はコロナ禍の影響を受け、活動の一部自粛を余儀なくされる事態となりました。各団体と情報共有や活動内容の協議を重ねながら、引き続き連携に取り組んでいく必要があります。

第３章 栗東市立図書館のめざす姿

第１次方針（平成２９年～令和３年）で目指した課題に対しては、引き続き第２次方針でも取り組みますが、社会情勢の大きな変化として、令和２年度に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、図書館運営に大きな課題を突き付けることとなりました。特に西館では、高齢者の滞在型の利用が多く、コロナ禍により閲覧スペース拡充の計画が中断される中、感染防止を図りながら館内での利用環境を保障するため、椅子、机の配置の工夫など、模索を重ねています。

このような状況を踏まえて、第２次方針では、「（仮）栗東市読書バリアフリー基本計画」の策定に取り組みます。令和元年に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」により、図書館が読書困難な市民に対して果たす役割はますます重要になっています。この法律では、市町村に対し、地域の実情を踏まえて施策を策定し、実施していくことを求めており、令和３年度に策定が予定されている県の計画を踏まえて、市としての計画策定に取り組みます。

また、障がいの有無にかかわらず市民に読書機会を提供することは図書館の

基本的な使命です。子どもから高齢者までのすべての市民が本に親しみ読書の喜びを享受するための図書館サービスに取り組みます。

令和８年度には、現在使用する図書館システムの契約終了により、新たな図書館システム導入時期を迎えます。新システムでは、蔵書管理にＩＣタグ（注５）導入を検討します。これにより、自動貸出機を利用した非接触の貸出サービスと同時に、合理的な蔵書管理が可能になります。システム導入までには、約３０万冊の蔵書に対してＩＣタグの貼付け、データ入力が必要となるため、新システム導入までの数年による計画的な取り組みが必要となります。

新型コロナウイルス感染症の流行終息までにどれほどの時間がかかるのか、先の見えない状況が続きますが、今やるべきことを見失わず丁寧に取り組む、という基本に立ち返り、市民の生活を支え、役立つ図書館で有り続けるための図書館サービスに取り組みます。

１．基本的運営方針

図書館サービスを通じて教育と文化の向上に貢献し、人権を尊重するまちづくりを目指します。そのためにも、収集蓄積した資料を提供する環境を整え、読書活動や生涯にわたる自主的な学習を支えます。

- 市民一人ひとりの自主的な生涯学習を支えます
- 暮らしや仕事の課題解決を支援します
- 学校、家庭、地域と連携して子どもの読書活動を推進します
- 郷土の歴史や行政資料を収集、保存、提供します
- 市民との協働により、図書館運営や活動の充実に努めます
- 図書館利用が困難な人を支援します

２．基本サービス

第２次方針では、第１次方針での成果を踏まえ、次の図書館サービスを実施します。

（ア）図書館資料

- ・「栗東市立図書館資料収集方針」に基づく資料収集
- ・郷土資料、行政資料の収集

(イ) 貸出及び資料提供

- ・貸出、予約、リクエストサービスの充実
- ・新刊案内等の情報提供

(ウ) レファレンスサービス

- ・レファレンス資料の収集
- ・レファレンス業務のための職員研修の実施

(エ) 子ども読書活動の推進

- ・「第3次栗東市子ども読書活動推進計画」に基づく施策の実施
- ・学校、園との連携強化

(オ) 図書館利用が困難な人への支援

- ・点訳図書、音訳図書、CDブックの充実
- ・ボランティアの協力による対面朗読等の充実
- ・外国人へのサービスの充実

(カ) その他サービス

- ・ヤングアダルト図書（注6）の充実
- ・本を紹介する刊行物の発行、特集展示の充実

3. 計画期間中の重点施策

(ア) 図書館サービスの充実

- ・いずれの館においても、貸出、予約、レファレンスなどの基本的な図書館サービスを着実に提供し、市民一人ひとりの課題に応え、必要とする資料を届けます
- ・それぞれの館の施設、立地を生かし、本館は中核館として、西館は身近な地域館としての役割を果たします
- ・開館時間、開館日の見直しについて、検討を進めます

(イ) 視覚障がい者等の読書環境の整備

- ・読書バリアフリー法に基づき、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を策定します
- ・大活字本やCDブック、DAISY図書（注7）など、視覚障がい者等の利用しやすい資料を収集します
- ・対面朗読や宅配サービスなど、視覚障がい者等が図書館資料を利用できる手段を整備、提供します
- ・音訳ボランティア等の支援や育成のための研修を実施します

4. 計画期間中の本館の重点施策

(ア) 施設の適正な管理

- ・施設の経年劣化に対し計画的に改修を行います
- ・幅広い年齢層の利用者が安心して利用できる施設となるよう、施設の運用や設備について適宜見直しを行います

(イ) 中核機能の充実

- ・資料購入や蔵書構成の総合的な管理を行い、幅広い興味・関心に応えられる蔵書を構築します
- ・レファレンスサービスのための資料を積極的に収集し、サービスを充実させるとともに、西館のレファレンスを支援します
- ・地域情報の拠点として、栗東市・滋賀県に関する資料や馬関係資料を積極的に収集し、提供します
- ・ボランティア活動支援の拠点として、多様なボランティアを育成する研修を実施します
- ・図書館職員の資質や能力の向上を図るための職員研修を実施します
- ・本館、西館両館の企画調整等管理的機能を統括し、効果的・効率的な運営を行います

5. 計画期間中の西館の重要施策

(ア) 身近な地域館としてのサービスの充実

- ・小説、実用書、児童書を中心とし、日常の課題に応えられる蔵書構成とし

ます

- ・雑誌タイトルを充実させ、閲覧コーナーを憩いの空間として整備します
- ・本館と連携しながら、貸出、返却のサービスポイントとしての機能を継続します
- ・図書館関連のボランティア団体や読書会に活動の場を提供します

(イ) 子育て支援及び子ども読書活動の推進

- ・団体貸出用の資料を揃え、学校図書館と連携して学習支援を進めます
- ・乳幼児が利用しやすい環境を整備します
- ・子育て関連の資料の充実を図ります
- ・中高生が利用しやすい環境を整えます

6. 職員体制

図書館は、本及び図書館への専門的知識のある職員が運営することで、その機能を果たすことができます。特に、図書館の基本的機能であるカウンター業務（注 8）やレファレンスサービスは利用者が最も求める機能であり、これらの機能を果たすため、また、利用しやすい蔵書構成や選書を実現するためには、職員には図書館司書としての高い専門性が必要です。本市においては開館以来、司書資格を有する職員を配置して図書館サービスを提供しており、今後も、同体制の維持と、専門職としての能力向上のための研修の継続が必要です。

第4章 目標設定と評価

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に、図書館はサービス及び運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めることが定められています。

これを受け、第2次方針ではサービス及び運営において重視する項目を定め、その達成度を評価するための目標値を、滋賀県内の人口一人当たりの年間貸出冊数を基準として、次のとおり設定します。

目標項目	現在値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
図書館実利用率(注9)	15.51%	22%
年間貸出冊数	470,872冊	560,000冊
市民一人当たりの年間貸出冊数	6.7冊	8.0冊
12歳以下市民一人当たりの 児童書年間貸出冊数	17.3冊	23.5冊
15歳以下の貸出カード登録率	69.1%	72.0%
障がい者サービス利用人数	11人	20人
年間蔵書購入冊数	9,954冊	11,000冊
司書有資格者の割合	100%	100%

文中の語句について

(注1) 本館 栗東市小野に所在する栗東市立図書館

(注2) 西館 栗東市綾に所在する栗東市立栗東西図書館

(注3) 栗東市立図書館 本館と西館の両館を含んだ全体の図書館

(注4) レファレンスサービス 調査、相談サービス

(注5) ICタグ 電波によって情報処理を行う記憶メモリ

利用者自身が貸出を行う装置の導入が可能になる

(注6) ヤングアダルト図書 青少年向け図書

(注7) DAISY図書 国際標準規格に基づくデジタル録音図書

(注8) カウンター業務 貸出、利用方法案内、レファレンスに係わる業務

(注9) 図書館実利用率 市民の中で、その1年間に1度でも図書館を利用した
人の割合